

射水市採用促進応援事業公募型プロポーザル実施要領

本事業は、自社の魅力・良さ・仕事のやりがいなどを学生等に直接伝える機会であるインターンシップの実施を伴走的にサポートすることにより、市内中小企業等の雇用確保を支援することを目的に公募型プロポーザルによる委託業者の選定を行う。

この実施要領は、本プロポーザルの実施にあたり、事業者の選定手続等、必要な事項を定めることとする。

1 業務概要

- (1) 業 務 名 射水市採用促進応援事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙「射水市採用促進応援事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年3月19日まで
- (4) 見積限度額 4,400千円以内とする（消費税及び地方消費税相当額を含む）
 - ※仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。
 - ※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。
 - ※上限額を超えた者は、失格とする。

2 参加資格

- (1) プロポーザルへの参加者は、参加申込書の提出日において、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ①射水市契約規則第3条に規定する入札参加資格者として登録された者であること。
 - ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - ③射水市入札参加資格停止要領（平成18年告示第174号）に規定する入札参加資格制限期間中の者でないこと。
 - ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続がなされていないこと。
 - ⑤応募資格の確認基準日から過去2年間に於いて、国税、地方税の滞納がないこと。
 - ⑥法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

- ⑦法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(2) 法人格を有する者に限ることとする。

3 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間 令和7年7月8日(火)午後5時まで(必着)

(2) 質問方法 質問書(様式第1号)により電子メールで提出すること。

提出先電子メールアドレス:kigyuu@city.imizu.lg.jp

※必ずメールの着信を電話にて確認すること。

(3) 質問に対する回答 令和7年7月15日(火)までに、市ホームページに掲載する。なお、質問への回答内容は、本要領等の追加又は修正とみなす。

4 企画提案書等の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する事業者(以下「企画提案者」という。)は、次の(1)①～⑨に掲げる書類を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。なお、1者1提案とする。

(1) 提出書類等

①参加申込書(様式第2号)

②企画提案書等送付書(様式第3号)

③参加資格誓約書(様式第4号)

④企画提案書(任意様式)、業務工程表(任意様式)

- ・企画提案書は、次の(2)に基づいて作成すること。
- ・様式は任意とするが、日本工業規格A4判を基本とすること。
- ・表紙には「射水市採用促進応援事業業務委託企画提案書」及び企画提案者の名称を表示し、各ページに番号を付すこと。
- ・企画提案書は、プレゼンテーション審査時の資料として利用する。

⑤事業者概要調書(様式第5号)

⑥業務実施体制及び業務担当予定者調書(任意様式)

- ・業務実施体制及び業務担当予定者調書は、次の(3)に基づいて作成すること。
- ・様式は任意とするが、日本工業規格A4判を基本とすること。
- ・1ページ目に標題「業務実施体制及び業務担当予定者調書」を表示し、各ページに番号を付すこと。

- ⑦業務実績書（様式第 6 号）
- ⑧業務見積書（様式第 7 号）
- ⑨プレゼンテーション出席者等報告書（様式第 8 号）

（2）企画提案書に記載する事項

別紙「射水市採用促進応援事業業務委託仕様書」に掲げる業務を自ら遂行するための具体的な手法を次の項目ごとに記載すること。

- ①インターンシップ導入への伴走型支援に関すること
- ②市内企業のインターンシップ情報及び求人情報の発信に関すること
- ③市内企業と求職者のマッチング支援に関すること
- ④自由提案

（3）業務実施体制及び業務担当予定者調書に記載する事項

次の項目について、具体的に記載すること。

- ①業務の執行体制を図示するとともに、編成の考え方や特色
- ②業務担当予定者の構成や業務分担（経歴のほか、資格や主な業務実績があれば記載すること。）

（4）参加申込書及び企画提案書等の提出期限

- ①提出期限：令和 7 年 7 月 23 日（水）午後 5 時まで（必着）

- ②提出場所：〒939-0341

富山県射水市三ケ 2 6 0 2 番地

（アル・プラザ小杉 2 階 Switch IMIZU 内）

射水市産業経済部商工企業立地課

電話：0766-51-6675（直通）

メール：kigyoun@city.imizu.lg.jp

- ③提出部数：10 部（正本 1 部、副本 9 部）

- ④提出方法：持参又は郵送による提出

※持参による場合は、土、日、祝日を除く日の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間とする。

※郵送の場合は、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限までに提出先に届いていること。（郵送の場合は必ずその旨を提出場所まで連絡すること。）

※企画提案書提出の翌営業日までに企画提案書のデータを電子メールにて提出するとともに、電子メールの送信後、提出場所に電話で連絡すること。

5 企画提案の審査

(1) 審査方法

プレゼンテーション審査による評価を行う。

(2) 審査（プレゼンテーションの実施）

①実施時期 令和7年8月上旬を予定

※詳細な日時については、企画提案者に別途お知らせする。

※審査過程は非公開とする。

②実施方法

- ・本市が設置する「射水市採用促進応援事業業務委託事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）が、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、別に定める「射水市採用促進応援事業業務委託プロポーザル審査基準」に基づいて審査を行う。
- ・プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の到着順とする。
- ・説明は、1事業者30分以内（準備時間は除く。）、質疑は20分程度を予定している。詳細については、企画提案者に別途お知らせする。
- ・プレゼンテーションの際、パワーポイントを使用することができる。モニター、HDMIケーブル、USB TypeC-HDMI 変換アダプター及び電源は市で準備するが、パソコンは各企画提案者で準備すること。

③ 審査基準

企画提案の評価基準の配点は、下表に示すとおりとする。

審査項目	評価内容	得点
業務実施体制	本業務を迅速かつ正確に実行するための体制や人員が確保されているか。	5点
会社の実績	本業務を実行できるだけの実績やノウハウを有しているか。	10点
業務理解度	本業務の目的や内容が十分に理解されているか。	10点
提案内容	インターンシップ導入への伴走型支援の趣旨を理解し、具体的な提案がなされているか。	20点
	インターンシップ情報及び求人情報発信の趣旨を理解し、具体的な提案がなされているか。	20点
	市内企業と求職者のマッチング支援の趣旨を理解し、具体的な提案がなされているか。	20点

	自由提案を踏まえ、独自性のある提案となっているか。	10点
経済性	提案の内、最低提示額÷提案者の提示額×5点 ※ 端数が出た場合は切捨てとする。	5点
合計		100点

6 優先交渉権者の選定

(1) 優先交渉権者の選定方法

選定委員が「射水市採用促進応援事業業務委託プロポーザル審査基準」に基づき、企画提案書等を評価、採点し、点数が最も高い者から順に1位とし、以下、順位をつける。1位の者を優先交渉権者、2位の者を次点交渉者とする。

(2) 企画提案者が1者の場合の取扱い

最低基準点（総合評価点の6割以上）を満たす場合は、当該提案者を優先交渉権者とする。

(3) 優先交渉権者の選定及び結果の通知及び公表

- ①審査結果は、各企画提案者に電子メールにより通知する。
- ②全企画提案者の審査結果の評価点数を射水市のホームページで公表する。
- ③審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

7 契約の締結

優先交渉権者として選定された者と射水市が協議し、契約案件に係る仕様を確定した上で見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。この場合において、辞退その他の理由で契約できない場合は、次点交渉権者に契約の交渉を行う。

8 企画提案書等の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とし、当該業者を失格とする。この場合において、上記6の優先交渉権者の選定により選定された者の企画提案書等が無効となった場合は、評価により順位付けられた企画提案者の順位を繰り上げる。

- (1) 提出期日を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合

- (4) 審査結果が確定するまでの間に選定委員又は担当課等関係者に本企画に対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (5) 上記 1 (4) に定める見積限度額を超えた場合

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成、応募等に要する費用については、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のため、その写しを作成し使用することがある。
- (5) 企画提案書等の受理後に、内容の変更や追加、再提出等は認めない。
- (6) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。

10 スケジュール (予定)

内 容	期日等
公募開始 (実施要領等の公開)	令和 7 年 7 月 1 日 (火)
質問書の提出期限	令和 7 年 7 月 8 日 (火) 午後 5 時まで
質問書に対する回答	令和 7 年 7 月 15 日 (火) 午後 5 時まで
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 7 月 23 日 (水) 午後 5 時まで
プレゼンテーション審査	令和 7 年 8 月上旬 詳細については、企画提案者に別途お知らせします。
審査結果の通知	令和 7 年 8 月中旬
契約締結	令和 7 年 8 月下旬頃を予定

11 お問い合わせ先

〒939-0341

富山県射水市三ケ 2 6 0 2 番地 (アル・プラザ小杉 2 階 Switch IMIZU 内)

射水市産業経済部商工企業立地課

TEL 0766-51-6675 (直通)

メール:kigyous@city.imizu.lg.jp